

監 査 報 告 書

2026年6月3日

学校法人 宝塚大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 宝塚大学

監事 並松 信久

監事 若上 和光

私たち学校法人宝塚大学の監事は、私立学校法第52条及び学校法人宝塚大学寄附行為第29条に基づき、学校法人宝塚大学の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査しました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、計算関係書類等及び財産目録につき検討を加えました。

監査の結果、学校法人宝塚大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、注記事項、収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書）及びその附属明細書（固定資産明細書、借入金明細書、基本金明細書）、事業報告書及びその附属明細書、財産目録は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上